

取引条件書(手配旅行・旅行相談)

お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外は次のとおりとなります。

この取引条件書は、旅行契約が成立した場合の契約書の一部となります。

- 旅行業法第12条の4による取引条件説明書
- 旅行業法第12条の5による契約書

1 手配旅行契約

(1)「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。)とは、株式会社アンピ・ア(以下「当社」という)がお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(2)当社は、旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2 旅行の申込み

(1)当社は、お客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は所定の申込書による旅行契約の申込を受け付けします。

(2)団体・グループ旅行の代表者である契約責任者が申込みの場合

当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。

(3)当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20%相当額以上の申込金又は全額を添えてお申込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3 通信契約

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

(2)通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

(3)通信契約は、当社がお申込みを承諾する旨の通知が、お客様に到着した時に成立するものとします。

(4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

4 旅行のお申込み条件

(1)お申込み時に「18才未満」もしくは「高校生以下」の方は親権者の同意書が必要です。

(2)健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(3)当社は、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、旅行契約の締結に応じないことがあります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5 旅行契約の成立

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2)当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、通信契約の場合は申込みを承諾する旨の通知が、お客様に到着した時点で契約が成立します。

(3)団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書をお渡しした時に契約が成立します。

6 契約書面の交付

当社は契約成立後速やかに、予約確認書・旅行条件書・請求書をお渡します。団体・グループの場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書・請求書をお渡します。

7 旅行内容の変更

お客様が契約内容を変更される時は、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。

8 旅行契約の解除

(1)お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
- ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料

(2)お客様の責に帰すべき事由による解除

①当社は、お客様により所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。

②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。

①、②の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提出の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料

(3)当社の責任に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払戻します。

(4)お客様が第4項(3)の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合、旅行契約を解除する場合があります。

9 旅行代金

(1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

(2)団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。

(3)当社は、旅行終了後すみやかに支払旅行代金の精算をします。

10 旅行業務取扱料金

国内旅行
手配旅行に係る取扱料金

区分	内容	料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合 1件につき3,300円
	宿泊券のみの場合	5人以上の団体手配旅行の場合 1件につき1,100円
	個人(上記以外の場合)	1件につき3,300円
	個人(上記以外の場合)	1件につき1,100円
運送機関・観光券(入場・拝観)のみの場合		取扱していません
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		1日1名22,000円
変更手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合 1件につき1,100円
	個人(上記以外の場合)	1件につき1,100円
	運送機関の予約・手配の変更 宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれも含む。)	1件につき1,100円
取消手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合 1件につき1,100円
	個人(上記以外の場合)	1件につき1,100円
	運送機関の手配の取消(未使用乗車船券の清算手続がある場合はそれを含む。) 宿泊機関の手配の取消(未使用宿泊券の清算手続がある場合はそれを含む。)	1件につき1,100円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき2,200円 (電話料、電報料は別)

(注1)団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

(注2)お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手数料金を申し受けます。

(注3)同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

(注4)上記料金には消費税が含まれています。

海外旅行
手配旅行に係る取扱料金

区分	内容	料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合 1件につき15%
	個人(上記以外の場合)	1件につき15%
	運送機関、宿泊機関の予約・手配	1件につき15%
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		1日1名22,000円
変更手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合 1件につき2,200円
	個人(上記以外の場合)	1件につき2,200円
	運送機関の予約・手配の変更 宿泊機関の予約・手配の変更	1件につき2,200円
取消手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合 1件につき15%
	個人(上記以外の場合)	1件につき15%
	未使用乗車船券の清算手配 宿泊手配の取消し	1件につき2,200円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき2,200円 (電話料、電報料は別)

(注1)団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

(注2)お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手数料金を申し受けます。

(注3)同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

(注4)上記料金には消費税が含まれています。

11 国内宿泊施設の取消料金

(1)旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。

(2)一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。

(3)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名下さい。

(4)払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。

(5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊料金を基準として取消料を適用します。

12 海外航空券の変更・取消手数料金

- (1) 発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手数料金を申し受けます。
- (2) 繁忙期の航空券はお客様にご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合の後の変更取消は、変更手数料金・取消手数料金を申し受けます。

13 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失よりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円（当社に故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。

14 お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなればなりません。

15 お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券・査証について
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また、渡航先国に予防接種証明書が必要とされる場合は、当該証明書をお持ち下さい。これら渡航手続等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。
- (2) 衛生情報について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染情報」ホームページ <https://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について
渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/> でもご確認ください。

16 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払い下さい。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約を解除される場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

17 個人情報の利用目的及び第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、パスポート番号等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただく場合があります。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称は当社ホームページをご参照ください。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空機便名等の個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって土産物店に提供いたします。なお、これら土産物店への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込された当社各営業所までご連絡下さい。

18 約款準拠

この条件書に定めのない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。



旅行企画・実施：
株式会社アンビ・ア アンビ・ア ツアーズ
観光庁長官登録旅行業 第638号
本社営業所
〒425-0027 焼津市栄町2-2-21
TEL054-620-7725

